

会計・調達業務の細則に関する規程の変更案

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月 1日変更 2019年7月 1日変更 2019年9月25日変更 2020年9月 9日変更 2021年6月30日変更 2022年4月 1日変更 2023年4月 3日変更</p>	<p>平成27年4月28日施行 平成28年4月 1日変更 2019年7月 1日変更 2019年9月25日変更 2020年9月 9日変更 2021年6月30日変更 2022年4月 1日変更 2023年4月 3日変更 _____年 月 日変更</p>
<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>	<p>会計・調達業務の細則に関する規程</p> <p>電力広域的運営推進機関</p>

変 更 前 (変更点に下線)	変 更 後 (変更点に下線)
<p>第2章 勘定科目及び帳票 (勘定科目)</p> <p>第4条 <u>会計規程第6条に規定する本機関の会計において使用する勘定科目は、別表第1勘定科目表に記載のとおりとする。</u></p> <p>第3章 予算及び資金 (予算科目)</p> <p>第7条 <u>本機関における予算科目については、別表第2予算資金科目表に定めるとおりとする。</u></p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第28条 <u>固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり10万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</u></p> <p>第7章 決算</p> <p>[新設]</p>	<p>第2章 勘定科目及び帳票 (勘定科目)</p> <p>第4条 <u>勘定科目は、資産、負債及び純資産並びに費用、収益の内容を明瞭に表示するように設定しなければならない。</u> <u>2 勘定科目の名称は、別に定める勘定科目一覧表によるものとする。</u></p> <p>第3章 予算及び資金 (予算科目)</p> <p>第7条 <u>本機関における予算科目については、別に定める予算科目一覧表によるものとする。</u></p> <p>第6章 資産 (減価償却)</p> <p>第28条 <u>固定資産のうち、耐用年数が1年以上で、かつ、取得価額が1件あたり20万円以上のものは、減価償却資産とし、毎年度減価償却を行うものとする。</u></p> <p>第7章 決算 (重要な会計方針及びその他の事項)</p> <p>第30条 <u>財務諸表等(事業報告書を除く。)には、以下に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、記載を省略することができる。</u></p> <p>一 <u>継続組織の前提に関する注記</u> 二 <u>重要な会計方針に係る事項に関する注記</u> 三 <u>会計方針の変更に関する注記</u> 四 <u>表示方法の変更に関する注記</u> 五 <u>会計上の見積りに関する注記</u> 六 <u>会計上の見積りの変更に関する注記</u> 七 <u>誤謬の訂正に関する注記</u> 八 <u>貸借対照表に関する注記</u> 九 <u>損益計算書に関する注記</u> 十 <u>税効果会計に関する注記</u> 十一 <u>リースにより使用する固定資産に関する注記</u> 十二 <u>金融商品に関する注記</u> 十三 <u>賃貸等不動産に関する注記</u> 十四 <u>関連当事者との取引に関する注記</u> 十五 <u>重要な後発事象に関する注記</u> 十六 <u>収益認識に関する注記</u> 十七 <u>その他の注記</u></p>

[新設]

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(広域系統整備交付金交付業務))

第31条 本機関は、電気事業法第99条の8第1項の規定に基づく納付を受け入れた場合には、広域系統整備交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の2の規定により、交付金を支出した場合には、広域系統整備交付金交付業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務))

[新設]

第32条 本機関は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー電気特措法」という。)第31条第1項及び第38条第1項の規定により納付金を受け入れた場合並びに再生可能エネルギー電気特措法第2条の6及び第15条の5の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金を受け入れた場合には、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務勘定(以下「供給促進交付金交付業務等勘定」という。)において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、徴収等業務規程第37条第2項の規定により非化石証書の販売に伴い収入を得た場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

3 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第2条の2第2項、第15条の2第1項及び第28条第1項の規定により、交付金等を支出した場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。

4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第40条の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として納付金を充てたときは、供給促進交付金交付業務、調整交付金交付業務、系統設置交付金交付業務、特定系統設置交付金交付業務、供給促進交付金返還金徴収業務、調整交付金納付金徴収業務、特定系統設置交付金返還金徴収業務及び納付金徴収業務(以下「供給促進交付金交付業務等」という。)において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。

(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務))

[新設]

第33条 本機関は、積立金管理業務規程第11条第2項及び第3項並びに第17条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、供給促進交付金交付業務等勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すとともに、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、同額を預り納付金等に計上するものとする。

2 本機関は、積立金管理業務規程第11条第3項、第17条第2項、第25条第1項及び第26条第1項の規定により、解体等積立金を積み立てた場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該積立額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。

	<p><u>3 本機関は、積立金管理業務規程第22条第1項の規定により、積立金の取戻しに対応した場合には、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該取戻し額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。</u></p> <p><u>4 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第15条の13の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として積立金を充てたときは、交付金相当額積立金管理業務及び解体等積立金管理業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。</u></p>
[新設]	<p><u>(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理(災害等扶助交付金交付業務))</u></p> <p><u>第34条 本機関は、定款第56条の3第3項の規定に基づく災害等扶助拠出金の納付を受け入れた場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。</u></p> <p><u>2 本機関は、電気事業法第28条の40第2項第1号の規定により、交付金を支出した場合には、災害等扶助交付金交付業務勘定において、当該支出の額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。</u></p>
[新設]	<p><u>(納付金等収入及び交付金等支出の会計処理の会計処理(その他業務))</u></p> <p><u>第35条 本機関は、定款第55条の2第1項の規定により、拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。</u></p> <p><u>2 本機関は、業務規程第32条の35の規定により、交付金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。</u></p> <p><u>3 本機関は、定款第56条第1項の規定により、電源入札拠出金を受け入れた場合には、その他業務勘定において、当該収入額に相当する金額を預り納付金等に計上するものとする。</u></p> <p><u>4 本機関は、業務規程第41条の規定により、電源入札金等補填金を支出した場合には、その他業務勘定において、当該支出額に相当する金額を預り納付金等から取り崩すものとする。</u></p> <p><u>5 本機関は、電気事業法第28条の40第1項第5号の規定による業務を実施するために経費等を支出し、その全部又は一部の財源として電源入札金等補填金を充てたときは、その他業務勘定において、当該充当した金額を預り納付金等から取り崩すとともに、同額を納付金等収益に計上するものとする。</u></p>
[新設]	<p><u>(余裕金の運用益に関する会計処理(供給促進交付金交付業務等))</u></p> <p><u>第36条 本機関は、再生可能エネルギー電気特措法第41条において準用する再生可能エネルギー電気特措法第15条の21の規定により、同条各号に掲げる方法に基づき、再生可能エネルギー電気特措法第31条第1項及び第38条第1項の規定により、余裕金の運用を行うにあたっては、当該運用により生じた収入額について、預り納付金等に計上するものとする。</u></p>

